

5月号

労基ニュース

(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部

〒114-0022

北区王子本町1-22-3

TEL 03-5948-5341

FAX 03-5948-5653

当支部HPパスワード

☞「aa5948」

《足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ》

支部行事のご案内

『令和6年度 支部会員総会』

開催日時：令和6年5月15日（水） 17：15～

開催場所：シアター千住 講義室

※ご案内・ご出欠票につきましては、年会費のご案内と併せて4月1日付け送付いたしました。

支部講習会のご案内

『令和6年度 危険予知訓練研修会』

開催日時：令和6年5月22日（水） 9：30～16：40

開催場所：東京都城東職業能力開発センター（足立区綾瀬 5-6-1）

受講料：会員 8,800円 一般：11,000円

※ご案内・お申込書につきましては当支部ホームページをご覧ください。

- 労働災害は、一瞬にして、働く人の生命や身体・健康を損なうものであり、事業者は働く人々と協力して、災害の起きにくい職場環境を造っていく必要があります。

危険予知訓練は職場にひそむ危険性や有害性等の危険要因を発見し解決する能力を高める手法で、「どのような危険がひそんでいるのか」、「危険なポイントは」、「あなたならどうする」、「私たちはこうする」を参加者で話し合い、考え合うことにより危険のポイントを行動する前に解決する訓練です。

『令和6年度 全国安全週間説明会』 ※無料です。

開催日時：令和5年6月5日（水） 13：30～15：30頃

開催場所：ムーブ町屋 ムーブホール

荒川区荒川7-50-9 センターまちや

定員：100名

※ご案内・お申込書を同封いたしました。

『令和6年度 熱中症予防セミナー』 ～暑さが本格化する前に対策準備をしましょう～

開催日時 ①令和6年5月29日（水）

②令和6年7月5日（金）

両日とも13時00分～17時00分（12時30分開場）

会場 ①東京上野区民館401集会室 台東区池之端1-6-12

②東京都城東職業能力開発センター 実習室 足立区綾瀬 5-6-1

内容 ●熱中症の症状 ●熱中症の予防方法 ●緊急時の救急処置 ●熱中症の事例
講師 労働衛生コンサルタント 椎野恭司 氏

定員 50名

参加費 会員：5,390円 一般：7,590円 ※テキスト・資料・税込

締切り日 ①5月17日（金） ②6月21日（金）

※①当支部ホームページよりご案内・お申込書がダウンロードできます。

②ご案内・お申込書を同封いたしました。また、当支部ホームページからダウンロードもできます。

足立労働基準監督署人事異動のお知らせ

	令和 5 年度	令和 6 年度		令和 5 年度	令和 6 年度
署 長	タナカ コウジ 田中 宏治	タナカ コウジ 田中 宏治			
副署長（方面・安全衛生等）	エンドウ シノブ 遠藤 忍	エンドウ シノブ 遠藤 忍	副署長 （労災補償）	タカガキ ヨシノブ 高垣 善亘	タカガキ ヨシノブ 高垣 善亘
第 1 方面 主任監督官	タムラ ユウジ 田村 雄志	タムラ ユウジ 田村 雄志	第 2 方面 主任監督官	キヅカ リョウ 鬼塚 りょう	チノ マサノリ 茅野 政憲
第 3 方面 主任監督官	アオヤマ マサト 青山 将人	アオヤマ マサト 青山 将人	第 4 方面 主任監督官	ホンダ ミユキ 本田 美幸	ナミキ カズヤ 並木 和也
安全衛生課長	カシムラ タケシ 樫村 剛史	シミズ マサシ 清水 将史			
労災第 1 課長	トキオカ コウジ 時岡 恒二	ヒラバヤシ カズヒコ 平林 和彦	労災第 2 課長	ワタナベ マサシ 渡邊 正志	タカハシ ヒロミ 高橋 宏美

令和 6 年度「全国安全週間」を 7 月に実施

令和 6 年 4 月 1 2 日付け厚生労働省より全国安全週間について、以下のとおり発表がありました。

～令和 6 年度の「全国安全週間」スローガン～

『危険に気付くあなたの目

そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全』

今年で 97 回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和 5 年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業 4 日以上之死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和 5 年 3 月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断努力が必要であり、計画年次 2 年目となる令和 6 年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和 6 年度は、「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

厚生労働省では、7 月 1 日（月）から 7 日（日）までを「全国安全週間」、6 月 1 日（土）から 30 日（日）までを準備期間として、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を実施します。

●令和6年度全国安全週間実施要綱（趣旨のみ抜粋）

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和5年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上之死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去20年で最多となった令和4年を上回る見込みで、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和6年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」

※当支部ホームページ「会員専用」より「令和6年度全国安全週間実施要綱」がご覧になれますのでご活用ください。

※中災防「全国安全週間」用品カタログは来月号に同封いたします。

裁量労働制に係る省令・告示の改正

裁量労働制については、「労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年厚生労働省令第39号）及び「労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針及び労働基準法施行規則第24条の2の2第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務の一部を改正する告示」（令和5年厚生労働省告示第115号）が令和6年4月1日から施行・適用されます。

※当支部ホームページ「会員専用」から専門型及び企画型裁量労働制についての詳細なパンフレット等ダウンロードできますので活用ください。

令和6年度労働保険の年度更新

令和6年度労働保険の年度更新期間は6月3日（月）～7月10日（水）です。

●労災保険率については、令和6年4月1日より改定されます。一般拠出金は平成30年度以降変更ありません。

●令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は令和5年度と同率です。

●年度更新申告書の書き方については、厚生労働省動画チャンネルにおいて動画配信しております。

❖当支部ホームページ「会員専用」より労働保険年度更新にかかる厚生労働省動画チャンネル等リンクできますのでご活用ください。申告書の書き方、令和6年度労災保険料率等もダウンロードまたはご覧になれます。

裁量労働制の導入・継続には新たな手続きが必要です

2024年4月1日以降、新たに、又は継続して裁量労働制を導入するためには、裁量労働制を導入する全ての事業場で、必ず、

- 専門業務型裁量労働制の労使協定に下記①を追加
- 企画業務型裁量労働制の労使委員会の運営規程に下記②③④を追加後、決議に下記①②を追加し、

裁量労働制を導入・適用するまで（継続導入する事業場では2024年3月末まで）に労働基準監督署に協定届・決議届の届出を行う必要があります。

対応が必要な事項

① 本人同意を得る・同意の撤回の手続きを定める

専門型

企画型

【専門業務型裁量労働制】

- ・ 本人同意を得ることや、同意をしなかった場合に不利益取り扱いをしないことを労使協定に定める※1 必要があります。

（※1 企画業務型裁量労働制では、これらを労使委員会の決議に定めることがすでに義務づけられています。）

【専門業務型裁量労働制・企画業務型裁量労働制】

- ・ 同意の撤回の手続きと、同意とその撤回に関する記録を保存することを労使協定・労使委員会の決議に定める※2 必要があります。

（※2 企画業務型裁量労働制では、同意に関する記録を保存することを労使委員会の決議に定めることがすでに義務づけられています。）

② 労使委員会に賃金・評価制度を説明する

企画型

【企画業務型裁量労働制】

- ・ 対象労働者に適用される賃金・評価制度の内容についての使用者から労使委員会に対する説明に関する事項（説明を事前に行うことや説明項目など）を労使委員会の運営規程に定める必要があります。
- ・ 対象労働者に適用される賃金・評価制度を変更する場合に、労使委員会に変更内容の説明を行うことを労使委員会の決議に定める必要があります。

③ 労使委員会は制度の実施状況の把握と運用改善を行う

企画型

【企画業務型裁量労働制】

- ・ 制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に関する事項（制度の実施状況の把握の頻度や方法など）を労使委員会の運営規程に定める必要があります。

④ 労使委員会は6か月以内ごとに1回開催する

企画型

【企画業務型裁量労働制】

- ・ 労使委員会の開催頻度を6か月以内ごとに1回とすることを労使委員会の運営規程に定める必要があります。

⑤ 定期報告の頻度が変わります

企画型

【企画業務型裁量労働制】

- ・ 定期報告の頻度について、労使委員会の決議の有効期間の始期から起算して初回は6か月以内に1回、その後1年以内ごとに1回になります。